

福祉避難所を新たに指定

☎防災安全課 ☎0299-90-1126



災害対策基本法の改正および福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定に伴い、新たに福祉避難所を指定しました。

神栖市福祉避難所

施設名	所在地	受入対象者
保健・福祉会館	溝口1746番地1	要配慮者
はさき福祉センター	土合本町三丁目9809番地158	
はさき保健・交流センター※	土合本町一丁目8762番地11	

※はさき保健・交流センターは指定避難所と福祉避難所を兼ねています

福祉避難所とは

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者(高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人)とその家族を滞在させるための施設です。

はさき保健・交流センターの避難所指定に伴い、自主避難所も変更になりましたので、ご確認ください。

神栖市自主避難所

施設名	所在地
平泉コミュニティセンター	平泉2751番地2
かみす防災アリーナ	木崎1219番地7
大野原コミュニティセンター	大野原七丁目5番59号
うずもコミュニティセンター	知手中央七丁目1番6号
若松公民館	砂山15番地
はさき保健・交流センター	土合本町一丁目8762番地11
波崎総合支所・防災センター	波崎6530番地

自主避難とは

災害が発生する恐れがある場合、高齢者等避難や避難指示などの避難情報が発令される前に自分の判断で避難することです。

自主避難を希望する場合は、必ず防災安全課までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う変更

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の位置付けが、2類相当から、季節性インフルエンザと同等の5類に移行されました。

これまで公費負担により検査費や医療費が無償でしたが、移行に伴い、自己負担になるなど、次のように取り扱いが変わりました。

☎保健予防課 ☎0299-92-0141

※このページの情報は、5月2日現在のものです



	5月7日以前	5月8日以降
医療費	公費負担	一部自己負担あり
感染者数把握	全数把握(簡略化)	定点把握
医療機関対応	発熱外来など一部	原則、すべての医療機関
外出自粛要請	要請あり	要請なし(※)
予防接種	無料	当面は無料継続

※ただし、陽性となった場合は、国が示す推奨期間(発症から5日間かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間)は外出自粛を推奨します

移行後の感染対策として、国から右の『5つの基本』が提言されましたので、移行後も『5つの基本』を参考に、一人一人の基本的な感染対策をお願いします。

感染対策『5つの基本』

- ① 自宅療養・医療機関受診
- ② 場面に応じたマスクの着用
- ③ 換気・三密の回避
- ④ 手洗いの習慣
- ⑤ 適度な運動や食事



魅力ある産地づくり支援事業

市では、農業の持続的な発展と魅力ある産地としての活力を創造するため、生産・加工・販売・流通の新たな仕組みの構築など、意欲ある農業者の取り組みに対する支援として補助金を交付します。

☎農林課 ☎0299-90-1008

こんな事業を支援します！

■ 新商品の開発

- 新たな加工品の開発、商品化
- 施設、資材、機器などの借上げ
- 加工機器などの事業に必要な備品購入
- リーフレット、ロゴ・パッケージデザインなどの作成

■ 販路開拓

新たな販売先の開拓、市場調査

■ 新品種の導入

新たな品種・作物の導入、栽培実証試験

■ 新技術の導入

病害虫対策、環境対策

■ 地産地消

地域での販売、店舗などと連携した加工品開発など



補助率=補助対象経費の2分の1以内

補助限度額=50万円

提出書類=事業計画書

対象者=次のすべてを満たす事業団体

- 認定農業者を含む2戸以上で構成する団体または中小企業者と共同・連携する1戸以上の認定農業者であること
- 市内在住であること
- 市税に未納がないこと

主な事業要件

- 市内で生産する農作物であること
- 販売目的であること
- 新規性があり、地域への波及効果があること

【特記事項】①事業実施後は、実績報告が2年間必要になります ②書類は、5年間保存していただきます